

## 公道を走らない農耕用トラクタなどもナンバー登録が必要です

農業トラクタやコンバイン、フォークリフト等の小型特殊自動車を所有している場合(現在使用していない場合も含む)は、公道走行の有無に関わらず、ナンバープレートの取得が必要です。

ナンバー登録をしていない車両をお持ちの方は税務住民課窓口で交付申請の手続きをお願いします。

構造及び原動機	最高速度及び大きさ	年税額
乗用装置を有する農耕用トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車など	最高速度35キロメートル未満のもの	2,400円
フォークリフト、ショベルローダーやタイヤローラー、林内用作業車、草刈り作業など	長さ4.70メートル以下、幅1.70メートル以下、高さ2.80メートル以下に該当するものうち、最高速度15キロメートル以下のもの	5,900円

### ●申請に必要なもの

- ・届出者の本人確認書類(マイナンバーカードや免許証など)
- ・販売証明書(車名、車台番号、排気量、販売者の情報が分かるもの)、または廃車申告受付書および譲渡証明書

## 役場で原付やトラクタなどの廃車手続きをする際の注意点

原動機付自転車や小型特殊自動車などの廃車手続き(標識の返納)を役場で行うためには、事前に該当の車両を処分業者等に依頼して処分し、車両を所有していない状態にしておく必要があります。車両が家に残っている場合には、廃車の受付ができませんのでご注意ください。

また、しばらく乗らないからという理由などで一時的に廃車をすることもできません。

## 軽自動車と小型二輪車の納税証明書の発送を廃止しています

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の運用開始に伴い、車検時に軽自動車と小型二輪車(排気量250cc超)の納税証明書の提示が不要になりました。そのため、口座振替で軽自動車税を納付した人への納税証明書(継続検査用)の発送を廃止しています。

ただし、納付してから軽JNKSで確認できるまでには、1~3週間程度かかります。納付後すぐに車検を受けたい場合は、役場や金融機関、コンビニなどの窓口で納付し、領収印がある納税証明書を車検時に提示してください。

また、中古車の購入直後や車両の名義変更をした直後、住所変更の直後や過去に未納があった場合は納税証明書(継続検査用)の提示が必要になりますので、役場税務住民課窓口で発行いたします。

ご理解のほどよろしくお願いいたします。



## 新車登録から13年を経過した車は重課税額がかかります

新車登録から13年以上経過した軽自動車については重課税額が適用され、税額が高くなります。

新車登録の日付については、車検証の「初度検査年月」をご確認ください。

※電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等は重課税額の対象外

	用途	新車登録された日付		最初の新規検査から13年経過
		①平成27年3月31日以前	②平成27年4月1日以降	
自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	4,000円	5,000円	6,000円

税務住民課 住民税係 ☎57-8549

## 普通自動車などを所有している皆さんへ

### 普通自動車などの自動車税種別割の納付は6月1日(月)までに

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税種別割の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の6月1日(月)までに、スマートフォン決済アプリやお近くの金融機関、コンビニエンスストア、熊本県の各広域本部、各地域振興局(鹿本については山鹿市役所)、自動車税事務所で納付していただきますようお願いいたします。

また、クレジットカード決済やスマートフォンの決済アプリでの納付は、『地方税お支払サイト』を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載している専用サイトをご覧ください。以下へお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

熊本県北広域本部 収税課 ☎0968-25-4115

熊本県自動車税事務所 ☎096-368-4020

## 軽自動車を保有している皆さんへ

### 軽自動車税(種別割)の納付は6月1日(月)までに

4月1日現在で軽自動車を所有している方へ軽自動車税(種別割)の納税通知書を5月初めに送付します。納期限までにお忘れなく納めてください。

### 障害者手帳をお持ちの人の軽自動車税の減免申請について

令和8年4月1日までに身体障害者手帳の交付を受けている人で、下記の【減免の対象となる要件】を満たす場合には、申請により軽自動車税の減免を受けられる場合があります。

#### 【減免の対象となる要件】

○身体障がい者等が所有者である軽自動車(生計を一にする人が所有者である軽自動車を含む)で、次のいずれかに該当するもの

- (1)身体障がい者本人、または障がい者等と生計を一にする人が運転する軽自動車  
※ただし、当該障がい者を乗せて運転する場合に限ります。
- (2)構造が身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車

#### 【必要書類】

- ①軽自動車の減免申請書(納税義務者の個人番号の記入が必要)
- ②身体障害者手帳(等級指定あり)・療育手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級
- ③運転する者の自動車運転免許証(表裏コピー可)
- ④自動車検査証(コピー可)
- ⑤申請者の印鑑
- ⑥令和8年度軽自動車納税通知書(納付していないもの)

※申請書は、町ホームページもしくは役場税務住民課窓口にあります。

※必要書類に不備がある場合は受付できませんので、①から⑥すべてを準備のうえ申請してください。

※減免できる自動車は普通自動車を含め、障害者ひとりにつき一台となります。

#### 【申請期限】

○納期限の7日前まで(5月25日(月)まで)

※期限までに申請がない場合は減免を受けることはできません

#### 【提出場所】

○南関町役場税務住民課 住民税係



税務住民課 住民税係 ☎57-8549